

税率が変更になります

地方税法が改正され、平成28年度から軽自動車税の税率が変更になります。

四輪の軽自動車などの税率

初度検査年月に応じて、税率が決まります(表1)。初度検査は、新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査で、初度検査年月は、自動車検査証に記載されて

います(図1)。

- 初度検査が平成27年3月以前の車両：検査から13年を経過するまでは現行税率のままです
- 初度検査が平成27年4月以後の車両：新税率が適用されます
- 初度検査後13年を経過した車両

バイクなどの税率

原動機付自転車、二輪の軽自動車、被けん引車は対象外です

…グリーン化(環境への負荷低減に資するための施策)を進める観点から重課税率が適用されます。ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引車は対象外です

税負担を軽減「グリーン化特例」

車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車は、取得した日付にかかわらず、一律で新しい税率が適用されます(表2)。

平成27年4月1日～28年3月31日に初度検査を受けた車両で、環境性能が優れている車両については、平成28年度に限りグリーン化特例が適用されます(表3)。なお、燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

特例①

電気自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス10パーセント低減)

特例②

○乗用…平成17年排出ガス基準75パーセント低減(以下★★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20パーセント達成車

○貨物…★★★★★かつ平成27年度燃費基準+35パーセント達成車

特例③

○乗用…★★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車

○貨物…★★★★★かつ平成27年度燃費基準+15パーセント達成車

※くわしくは市民税課(☎20・1513)へ。

図1 初度検査年月の記載場所

番号〇〇〇〇〇		自動車検査証			平成〇〇年〇〇月〇〇日	軽自動車検査協会		
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自重・事業用別	車体の形状		
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	式指定番号	類別区分番号			

四輪の軽自動車などはこの年月で税率が決まります

表1 四輪の軽自動車など

車種区分		税率(年額)			
		初度検査が平成27年3月以前	初度検査が平成27年4月以後	初度検査後13年を経過	
四輪以上の軽自動車	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

表2 バイクなど

車種区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

表3 グリーン化特例

車種区分		税率(年額)			
		特例①	特例②	特例③	
四輪以上の軽自動車	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	